

## 「縁結び」ロゴの使用及び商標についての注意事項（申請者用）

公益社団法人島根県観光連盟

松江市殿町1番地

TEL 0852-21-3969

Email: info@shimakanren.or.jp

令和3年4月27日改訂

### 1. 「縁結び」ロゴについて

- ① 「縁結び」ロゴの著作権は、公益社団法人島根県観光連盟（以下、「連盟」という。）に帰属し、無断で使用することを禁じます。
- ② 「縁結び」ロゴの使用は、申請書と使用内容（デザイン）がわかる企画書等を提出していただき、確認後、公益社団法人島根県観光連盟会長（以下、「会長」という。）が無償で承認します。  
ただし、商品等にこのロゴを使用して販売する行為は商標の使用に該当しますが、連盟は貴社による商標の使用について何らかの責任を負うものではなく、第三者の権利（商標権）を侵害しないことを保証するものではありません。  
商標使用に際しては、事前に使用する商品に対して第三者の権利（商標権）が存在するか商標調査の上、貴社の責任に基づき使用してください。
- ③ 使用期間は、1年間とします。（継続して使用する場合は、期限前に再度申請してください。）

#### 【使用条件】

- I. 出雲路（安来市・松江市・出雲市）の認知度向上や観光振興に貢献するものであること。
  - II. 商品等の場合、産地表示が出雲路管内であること。
  - III. 宗教的活動・政治的活動等に使用するものでないこと。
  - IV. 公序良俗に反しないものであること。
  - V. 申請者が公租公課の義務を果たしていること。
  - VI. 他の商品等に転用しないこと。
  - VII. 成果品を提出すること。（画像及び商品現物）
- ④ デザインの変更・加工・色変更・縦横比変更は行わないでください。  
ただし、大きさの変更は自由です。

#### 【縁結びロゴ】

A：縁結び

B：縁結び（出雲路ロゴ入り）



## <色指定>

### RED

印刷指定色	DIC 197P
印刷基本 4 色掛け合わせ	C14 M100 Y88 K11
RGB 値 (3 色)	R179 G28 B49
HTML カラーコード	# B31C31

### BLACK

印刷指定色	K100
印刷基本 4 色掛け合わせ	C40 M60 Y40 K100
RGB 値 (3 色)	R0 G0 B0
HTML カラーコード	# 000000

## 2. 商標について

第三者が商標権を有する場合は、権利者に許諾を得た上で使用する必要があります。なお、商標制度概要や商標調査方法及び商標出願手続きなど、商標に関する問い合わせについては「INPIT 島根県知財総合窓口支援」や専門家にご相談ください。

① インターネットの特許情報プラットフォーム「J-Plat Pat」で検索する。

・ URL <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

② 知的財産（特許・実用新案・意匠・商標）全般に関する無料相談。

・ 松江市北陵町 1 番地（テクノアークしまね）

しまね産業振興財団 新事業支援課

INPIT 島根県知財総合支援窓口

TEL 0852-60-5145